

1. 対象市町村名

<災害救助法が適用された市町村>

鹿児島県 出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町

<災害救助法が適用された市町村の隣接市町村>

熊本県 人吉市、水俣市、球磨郡球磨村

宮崎県 えびの市

鹿児島県 鹿児島市、阿久根市、日置市、霧島市、いちき串木野市、姶良市

※ 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

2. お問い合わせ先

八代 営業所	八代市塩屋町4番38号	(0120) 986-606
人吉 営業所	人吉市五日町35番地	(0120) 986-608
都城 営業所	都城市姫城町33街区5号	(0120) 986-705
出水 営業所	出水市昭和町25番1号	(0120) 986-801
川内 営業所	薩摩川内市西向田町6番26号	(0120) 986-802
霧島 営業所	霧島市国分野口東1番50号	(0120) 986-803
鹿児島 営業所	鹿児島市与次郎二丁目6番16号	(0120) 986-804
加世田 営業所	南さつま市加世田地頭所町1番地5	(0120) 986-805
鹿屋 営業所	鹿屋市札元二丁目3792番5	(0120) 986-806